平成２５年（フ）第２６３号
兵庫県姫路市青山西２丁目11番26―202号中村ハイツ
債務者　相馬　美帆
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２６７号
兵庫県姫路市広畑区東新町２丁目62番地３ダイアパレス703号
債務者　竹口　秀文
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２８２号
兵庫県神崎郡福崎町福田227番地３　のぞみアパート１階101号
債務者　上山　真吾
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２９２号
兵庫県姫路市飾磨区英賀宮町１丁目30番地市営住宅124号
債務者　上林　哲生
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２９６号
兵庫県姫路市御国野町御着1068番地107
債務者　飯田　　修
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第３２５号
兵庫県加古川市別府町新野辺2636番地　キャロットハイツ102号
債務者　本間　　隆
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第３３０号
兵庫県姫路市飾磨区阿成鹿古677番地２　鹿谷田荘
債務者　松木　繁征
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第３１号
山口県萩市大字椿東2972番地２　メゾンド東萩401号、前住所山口県萩市大字椿東2751番地７　県住東萩団地３棟303号
債務者　豊中　洋史
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２５年（フ）第２号
福岡県直方市大字感田1984番地14
債務者　石川　太一（旧姓白石）
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２５年（フ）第３号
福岡県直方市大字感田1984番地14
債務者　石川　智子（旧姓白石）
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２５年（フ）第１００号
佐賀県伊万里市松島町89番地１
債務者　福岡　　将
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第１０１号
佐賀県伊万里市松島町89番地１
債務者　福岡　　愛
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第１０２号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下野丙1655番地コーポ三坂８号
債務者　鴨川　明子
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第８０号
北海道小樽市銭函２丁目18番244号　銭函団地２号棟
債務者　大橋　優貴
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第９９号
青森県八戸市大字根城字馬場頭12番地３　市営住宅６号棟４－１
債務者　松橋　　睦
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第２３７号
石川県白山市西美沢野１丁目１番地２、従前の住所石川県白山市宮永市町273番地１
債務者　荒木　綾子
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１９３号
大津市大江６丁目29番５―303号
債務者　岩崎　浩行
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
大津地方裁判所民事部